

日本赤十字社九州ブロック血液センター

薬剤師/R9.4.1採用



所在地（勤務地）	福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4-12 * 西鉄宮の陣駅より徒歩13分 * 車通勤可（駐車場無料）	
電話番号	(0942) 31-8900（代表） / (0942) 31-8944（採用担当直通）	
URL	【ホームページ】 https://www.bs.jrc.or.jp/bc9/bbc/ 	【採用情報】 https://www.bs.jrc.or.jp/bc9/bbc/recruit/index.html 
E-mail	jinji@qc.bbc.jrc.or.jp（採用担当窓口）	

その他の勤務地	九州各県赤十字血液センター （福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄）
	日本赤十字社（東京都）、中四国ブロック血液センター（広島市）等
<p>※最初の勤務地は、九州ブロック血液センター（福岡県久留米市）です。 一定の経験等により、九州各県や本社への広域異動（転勤）を行う場合があります。（社宅制度あり）</p>	

職員数	全職員 約215名 ※男女比 … 男性 約45% / 女性 約55%
	正職員 127名 （内、薬剤師 14名（男性 5名 / 女性 9名）） ※R8.3現在
薬剤師出身大学	九州大学・福岡大学・長崎国際大学・熊本大学・ 崇城大学・福山大学・徳島大学
薬剤師以外の職種	医師・臨床検査技師・血液製剤技術専門員・看護師・事務職

育児休業	(R7実績) 10名（男性 3名 / 女性 7名）
育児短時間勤務	(R7実績) 5名（男性 0名 / 女性 5名）

募集人数	薬剤師 2名程度 【令和9年4月1日採用】
------	-----------------------

【採用試験日程】 ※詳細は「募集要項」で確認ください。

会社説明会（Web）	5月22日（金）10時～ / 14時～ 25日（月）10時～ / 14時～ （各40分） ※現地施設見学は随時受け付けています。気軽にお問合せください。
応募期間	5月7日（木）～ 6月4日（木）※必着
第1次選考（Web）	6月11日（木）～ 6月16日（火）※Webテスト受験期間です。
第2次選考（面接）	7月6日（月）・7日（火）・8日（水）のいずれか1日
最終選考（面接）	8月3日（月）・4日（火）・5日（水）のいずれか1日

採用実績	(R8) 2名 (R7) 2名 (R6) 1名 (R5) 3名 (R3) 1名
------	---

初任給	264,000円（薬剤師6年制大 新卒の場合）	
諸手当	通勤手当（上限55,000円）	住居手当（上限28,500円）
	扶養手当	地域手当
	時間外手当	年末年始手当 等
	グレード手当（等級により、20,000円～ / 医薬品営業所管理者 40,000円）	
昇給	年1回（4月）	
賞与	年2回（6月・12月） ※参考（R7）4.40月（但し、勤務日数により計算）	

勤務時間	シフト制 1) 8:30～17:00（休憩45分） 2) 9:00～17:30（休憩45分） 3) 10:00～18:30（休憩45分） 4) 12:30～21:00（休憩45分）
休日	週休2日制（交替制 / 土日祝日の勤務の場合あり） 日赤創立記念日（5/1）、年末年始（6日間）
年次有給休暇	1年…24日付与 / 最大48日 ※夏休み3日含む
特別有給休暇	結婚・出産・忌服・年忌・天災・災害等・公職公務・裁判員裁判等 永年勤続（20年・30年）・ボランティア休暇・子の看護等休暇
福利厚生	結婚祝金（30,000円） 出産祝金（50,000円） 傷病見舞金（10,000円） 死亡弔慰金（30,000円～100,000円） 災害見舞金（30,000円～100,000円） 永年勤続記念品旅行券（10年…30,000円 / 20年…50,000円 / 30年…70,000円） 住宅資金融資・住宅等斡旋 団体扱自動車保険・ガソリン割引 日赤グループ保険（グループ保険・総合医療保険） 日赤積立年金・団体総合生活保険 社宅（広域異動）・職員互助会 等

… 付録：「医薬品営業所管理者」について …

<p>● 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）</p> <p>（第35条）卸売販売業者は、営業所ごとに、薬剤師を置き、その営業所を管理させなければならない。（中略）</p> <p>3 医薬品営業所管理者は、次条第一項及び第二項に規定する義務並びに同条第三項に規定する厚生労働省令で定める業務を遂行し、並びに同項に規定する厚生労働省令で定める事項を遵守するために必要な能力及び経験を有する者でなければならない。</p> <p>（第36条）医薬品営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所に勤務する薬剤師その他の従業者を監督し、その営業所の構造設備及び医薬品その他の物品を管理し、その他その営業所の業務につき、必要な注意をしなければならない。</p> <p>2 医薬品営業所管理者は、保健衛生上支障を生ずるおそれがないように、その営業所の業務につき、卸売販売業者に対し、必要な意見を書面により述べなければならない。（以下略）</p>
--

